

名誉会員の選出等に関する規程

本規程は、定款第 5 条第 2 項第 4 号を踏まえ、名誉会員の選出方法等について定めるものである。

第 1 条 名誉会員は、正会員の中から選出される。

第 2 条 理事会は、候補者を推せんし、選考し、名誉会員を選出し、理事長が委嘱する。

第 3 条 前条の選出に当たり、次の要件を考慮する。

- (1)永年に亘り本学会を支えている
- (2)本学会の業務遂行に功労がある
- (3)薬剤疫学の分野で優れた研究実績を挙げている
- (4)後進の教育、指導に功績を挙げている
- (5)その他名誉会員の称号を贈るに相応しいと認められる

附則

本規程は、平成 20(2008)年 11 月 8 日より施行する。